(名称及び事務所)

第1条 本会は、「操南支え合いの会」(以下「支え合いの会」という。)と 称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 支え合いの会は、地域における多様な主体が参画し、情報の共有と 連携・協働により、多様な生活支援を創出し、支え合いの地域づくりを 推進することを目的とする。

(所堂事務)

- 第3条 支え合いの会の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1)健康増進・介護予防の取り組み、生活支援等の提供体制を整備するに あたり必要な情報の共有及び連携・協働に関すること
  - (2) 災害時の要支援者に対する、避難体制に関すること
  - (3) 要援護者又はその家族等に対する支援に関すること
  - (4) 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の活動を支援する
  - (5)地域づくりにおける意識の統一に関すること。

(組織)

- 第4条 支え合いの会は、操南学区内で構成された次の4団体で組織する。 その役員を委員とする。
- (1) 操南学区社会福祉協議会
- (2) 操南学区民生委員・児童委員協議会
- (3) 操南学区愛育委員会
- (4) 操南学区連合自主防災会
  - ※ 別表にサポート団体を示す。

(役員)

第5条 操南支え合いの会に次の役員を置く。

(1) 会長

1名

(2)副会長

3名

(3)事務局長

1名

(4) 会計

1名

(5) 監事

1名

- 2 前項の役員は、支え合いの会で選任する。
- 3 役員の職務は、次のとおりとする。
- (1)会長は、支え合いの会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、支え合いの会の事務を執行し、会議議事録を作成する。

操南支え合いの会規約